季江差出張講習のご

程(2020年)

(株) PEO建機教習センタ 北海道教習所 石狩市新港中央2丁目766-3 TEL(0133) 64-6388 FAX (0133) 64-6148

チェーンソー(補講)	(5H)	1/16	(木)~	16 (木)	1日間
車両系(整地等)	(14H)	1/17	(金)~	18(土)	2日間
玉掛け	(19H•15H)	1/19	(日) ~	21(火)	3日間
小型移動式クレーン	(20H-16H)	1/22	(水)~	24(金)	3日間
フォークリフト	(11H)	1/25	(土) ~	26(日)	2日間
	(31H)	1/25	(土) ~	28 (火)	4日間

講習区分	コース	年齡条件	受 講 資 格	料金 (教本含む)	対象機械他
チェーンソー	5H		·安衛則第36条-8-2修了者	12,000円	
特別教育(補講)	эп		(第36条-8修了者で5H補講受講了承の方可)		
車両系(整地等) 運転技能講習	14H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方(申込書に事業主の経験証明が必要です。)	45,000円	機体重量3トン以上 トラクター・ショへ、ル/バ・ワー・ショへ、ル/モータ・ク*レータ*/ フ*ルト*ーサ*/ト*ラグ*ショへ*ル/クラム・シェル/ トレンチャー/ **ラグ*・ライン/他
北労安教第318 玉掛技能講習	19H		·大型特殊自動車運転免許がある方 ·玉掛補助作業等の経験のない方	30.000円	制限荷重1トン以上の操貨装置、または吊り
北労安教第321	15H	18才以上	・玉掛補助作業等の経験はないが、クレーン/移動式 クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能 講習等を修了した方 (株で取り)ピーが必要です。)	25,000円	上げ荷重1トン以上のケーン/移動式ケレーン/ デリックの玉掛の業務
小型移動式クレーン	20H		講首寺を修了したカ (修了証のコピーが必要です。) ・未経験で他の資格がない方	51.000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン
運転技能講習 北労安教第322	16H	18才以上	・玉掛又は床上操作式クレーン技能講習修了者。 クレーン運転士免許所持者。	45,000円	積載型トラッククレーン/他
フォークリフト	31H	18才以上	·普通·大型·大特(限定付)免許所有者	53,000円	最大荷重1t以上(上制限なし)
運転技能講習			·大型特殊自動車運転免許所有者···経験不要		
			・普通・大型・大特(限定付)免許を所有し、1トン		
	11H	107 以上	未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後 3ヶ月以上の実務経験者	23,000円	
北労安教第325			(経験証明、特別教育修了証が必要です)		

受付時間

講習初日の午前8:30より

実技会場は初日に連絡いたします。

(玉掛け15Hコース初日12:00より)

学科会場

まなびっく(檜山郡江差町字南が丘7-172) TEL:(0139) 52-0160

当日持参するもの…

学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本)

実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等

予約•受付先

会場の都合や実技規定により定員がございますので、

必ず事前に電話予約を行って下さい。

まなびっく(檜山郡江差町字南が丘7-172)

TEL: (0139) 52-0160

下記書類は受講日2週間前までにご提出ください。

受講料のお振込みは、"まなびっく"に確認のうえ、お振込み願います。

☆受講申込書・写真(3×2.4)2枚・・自動車運転免許証・受講に必要な資格証(両面コピー)・・・受講資格参照 ☆受講申込書はインターネットよりダウンロードできます。

http://kyosyu.pctc.co.jp/hokkaido/index.html

(ダウンロード→受講申込書より各科目選択してご利用ください。)

その他

※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、旧修了証をご持参下さい。

※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方は 事前にFAX(0133)64-6148にて確認をお願いします。 助成金制度のご案内

人材開発支援助成金

(建設労働者技能実習コース)

҈平成30年10月1日より ⅔北海道労働局への計画届等の提出

が不要となりました。

会詳しくは当教習所にお尋ねください。

《受給資格》

《(1)資本金3億円以下または従業員300人以下。 (2))雇用保険料率が12.0/1000に加入。 (3) 受給者が被保険者であること。(入られていない方 は減額にて可能な場合があります) 次(4)受講期間中、受講者に賃金が支払われること。注)社長、役員で報酬扱いの方、一人親方及び 同居親族のみの建設業者は対象外です。